

H 2 8 年受験用『佐藤としみの条文順過去問題集』

～法改正による「問題」「解答解説」の訂正について～

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。  
現時点での法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。

**「過去問③④<社会保険編・年金編>」改正による訂正箇所**

<健康保険法>

問題	訂正前	訂正後
470	<p>□□470 社会保険審査官に対して審査請求をした日から <u>60 日以内</u>に決定がないときは、審査請求が棄却されたものとみなして、<u>社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</u>(H18-10C)</p> <p>470 → ○ (法 189 条 2 項) 設問のとおりである。なお、社会保険審査官に対する審査請求の対象となるのは、被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある場合である。</p>	<p>□□470 社会保険審査官に対して審査請求をした日から <u>2 月以内</u>に決定がないときは、審査請求が棄却されたものとみなすことができる。(H18-10C)</p> <p>470 → ○ (法 189 条 2 項) 設問のとおりである。なお、社会保険審査官に対する審査請求の対象となるのは、被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある場合である。</p>
474	<p>□□474 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>再審査請求</u>に対する<u>社会保険審査会の裁決</u>を経た後でなければ、提起することができない。(H25-6E)</p> <p>474 → ○ (法 192 条) 設問のとおりである。<u>①被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分、②保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は法第 180 条の規定（滞納処分）による処分についての処分取消しの訴えは不服申立て前置主義が適用されるため、社会保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができない。</u></p>	<p>□□474 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>審査請求</u>に対する<u>社会保険審査官の決定</u>を経た後でなければ、提起することができない。(H25-6E)</p> <p>474 → ○ (法 192 条) 設問のとおりである。<u>なお、再審査請求に対する社会保険審査会の裁決については、これを経ることなく提起することができる。</u></p>

<社会保険一般常識>

問題	訂正前	訂正後
40	<p>□□40 国民健康保険に関する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。(H18-9B)</p> <p>40 → × (法 99 条) 国民健康保険の審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して「<u>60 日以内</u>」に、文書又は口頭でなければならない。</p>	<p>□□40 国民健康保険に関する審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に文書又は口頭でなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。(H18-9B)</p> <p>40 → × (法 99 条) 国民健康保険の審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して「<u>3 月以内</u>」に、文書又は口頭でなければならない。</p>
174	<p>□□174 審査請求は、健康保険等の被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第 6 条第 1 項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があったことを知った日から起算して 30 日以内にしなければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。(H24-9A)</p> <p>174 → × (法 4 条 1 項) 設問の審査請求については、「<u>処分があったことを知った日から起算して 30 日以内</u>」ではなく、「<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内</u>」にしなければならない。</p>	<p>□□174 審査請求は、健康保険等の被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第 6 条第 1 項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があったことを知った日から起算して 30 日を経過したときは、<u>することができない</u>。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。(H24-9A)</p> <p>174 → × (法 4 条 1 項) 設問の審査請求については、「<u>処分があったことを知った日の「翌日から起算して 3 月」を経過したときは、することができない</u>。</p>

<p>175</p>	<p>□□175 社会保険審査官及び社会保険審査会法によると、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができない。(H18-9E)</p> <p>175 → ○ (法4条2項) 設問のとおりである。審査請求は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日以内</u>にしなければならない(法4条1項)が、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができない。</p>	<p>□□175 社会保険審査官及び社会保険審査会法によると、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬又は標準給与に関する処分に対する審査請求は、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができない。(H18-9E)</p> <p>175 → ○ (法4条2項) 設問のとおりである。審査請求の<u>期間</u>は、原処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月以内</u>とされている(法4条1項)が、原処分があった日の翌日から起算して2年を経過したときは、することができない。</p>
<p>178</p>	<p>■178 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、社会保険審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。この執行の停止は、審査請求があった日から90日以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。(H24-9D)</p> <p>178 → × (法10条) 執行の停止は、審査請求があった日から「<u>60日以内</u>」に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。</p>	<p>■178 審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、社会保険審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権でその執行を停止することができる。この執行の停止は、審査請求があった日から90日以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。(H24-9D)</p> <p>178 → × (法10条) 執行の停止は、審査請求があった日から「<u>2月以内</u>」に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。</p>

179	<p>■ ■ 179 本法第1章第2節(審査請求の 手続き)の規定に<u>基づいて社会保険審査 官がした処分</u>については、そのすべてに つき、<u>行政不服審査法による不服申立て</u> をすることができる。(H24-9E)</p> <p>179 → × (法 17 条の 2) 第 1 章第 2 節の規定に<u>基づいて社会保険審査 官がした処分</u>については、<u>行政不服審査 法による不服申立て</u>をすることが「でき ない」。</p>	<p>■ ■ 179 本法第1章第2節(審査請求の 手続き)の規定に<u>基づく処分又はその不 作為</u>については、そのすべてにつき、<u>審 査請求</u>をすることができる。(H24-9E)</p> <p>179 → × (法 17 条の 2) 第 1 章第 2 節の規定に<u>基づく処分又はその不 作為</u>については、<u>審査請求</u>をすることが 「できない」。</p>
182	<p>□ □ 182 健康保険法第 189 条第 1 項、 船員保険法第 138 条第 1 項、厚生年金保 険法第 90 条第 1 項若しくは石炭鉱業年金 基金法第 33 条第 1 項、国民年金法第 101 条第 1 項又は、年金給付遅延加算金支給 法第 8 条第 1 項の規定による再審査請求 は、社会保険審査官の決定書の謄本が送 付された日の翌日から起算して <u>90 日</u> <u>以内</u>にしなければならない。(H21-7C)</p> <p>182 → × (法 32 条 1 項) 設問 の再審査請求は、社会保険審査官の決定 書の謄本が送付された日の翌日から起算 して「<u>60 日以内</u>」にしなければならない。</p>	<p>□ □ 182 健康保険法第 189 条第 1 項、 船員保険法第 138 条第 1 項、厚生年金保 険法第 90 条第 1 項若しくは石炭鉱業年金 基金法第 33 条第 1 項、国民年金法第 101 条第 1 項又は、年金給付遅延加算金支給 法第 8 条第 1 項の規定による再審査請求 は、社会保険審査官の決定書の謄本が送 付された日の翌日から起算して <u>90 日</u> <u>を経過</u>したときは、<u>することができない</u>。 (H21-7C)</p> <p>182 → × (法 32 条 1 項) 設問 の再審査請求は、社会保険審査官の決定 書の謄本が送付された日の翌日から起算 して「<u>2 月</u>」を経過したときは、<u>するこ とができない</u>。</p>

<国民年金法>

問題	訂正前	訂正後
235	<p>□□235 障害基礎年金の受給権者が 63 歳の時点で、厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して 3 年を経過していたときは、その時点で当該障害基礎年金の受給権が消滅する。(H20-8B)</p> <p>235 → × (法 35 条) 設問の場合、「65 歳に達するまで」は、障害基礎年金の受給権は消滅する。</p>	<p>□□235 障害基礎年金の受給権者が 63 歳の時点で、厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して 3 年を経過していたときは、その時点で当該障害基礎年金の受給権が消滅する。(H20-8B)</p> <p>235 → × (法 35 条) 設問の場合、「65 歳に達したとき」に、障害基礎年金の受給権は消滅する。</p>
430	<p>□□430 被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、文書又は口頭であることができるが、原処分があった日の翌日から起算して 2 年を経過したときはすることができない。(H25-10E)</p> <p>430 → ○ (法 101 条 1 項、社会保険審査官及び社会保険審査会法 4 条 2 項、同法 5 条 1 項) 設問のとおりである。なお、「処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内」という審査請求の期限も設けられている。</p>	<p>□□430 被保険者の資格に関する処分に対する審査請求は、文書又は口頭であることができるが、原処分があった日の翌日から起算して 2 年を経過したときはすることができない。(H25-10E)</p> <p>430 → ○ (法 101 条 1 項、社会保険審査官及び社会保険審査会法 4 条 2 項、同法 5 条 1 項) 設問のとおりである。なお、「処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内」という審査請求の期限も設けられている。</p>

<p>431</p>	<p>□□431 保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるが、当該再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して<u>30日以内にしなければならない。</u>ただし、正当な事由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。(H27-3E)</p> <p>431 → × (法 101 条 1 項、社会保険審査官及び社会保険審査会法 32 条 1 項・3 項) 設問の再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して「<u>60日以内</u>」にしなければならない。</p>	<p>□□431 保険料その他国民年金法の規定による徴収金に関する処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができるが、当該再審査請求は、社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して<u>30日を経過したときは、することができない。</u>ただし、正当な事由によりこの期間内に再審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。(H27-3E)</p> <p>431 → × (法 101 条 1 項、社会保険審査官及び社会保険審査会法 32 条 1 項・3 項) 設問の再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して「<u>2月</u>」を経過したときは、<u>することができない。</u></p>
<p>434</p>	<p>□□434 被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>審査請求に対する社会保険審査官の裁決を経た後であれば、直ちに提起することができる。</u>(H20-6D)</p> <p>434 → × (法 101 条の 2) 被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えについては、当該処分についての「<u>再審査請求に対する社会保険審査会の裁決</u>」を経た後でなければ、提起することができない。</p>	<p>□□434 被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</u>(H20-6D)</p> <p>434 → × (法 101 条の 2) 被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えについては、当該処分についての「<u>審査請求に対する社会保険審査官の決定</u>」を経た後でなければ、提起することができない。</p>

<厚生年金保険法>

問題	訂正前	訂正後
393	<p>□□393 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分に不服がある者が、社会保険審査官に対して審査請求をした場合、審査請求した日から 30 日以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、<u>社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</u> (H22-4A)</p> <p>393 → × (法 90 条 2 項) 審査請求した日から「<u>60 日以内</u>」に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、<u>社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。</u></p>	<p>□□393 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分に不服がある者が、社会保険審査官に対して審査請求をした場合、審査請求した日から 30 日以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる。 (H22-4A)</p> <p>393 → × (法 90 条 3 項) 審査請求した日から「<u>2 月以内</u>」に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものと<u>みなすことができる。</u></p>
397	<p>□□397 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経る前でも、提起することができる。</u> (H22-4D)</p> <p>397 → × (法 91 条の 3) 設問の処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</u></p>	<p>□□397 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>審査請求に対する社会保険審査官の決定を経る前でも、提起することができる。</u> (H22-4D)</p> <p>397 → × (法 91 条の 3) 設問の処分の取消しの訴えは、当該処分についての<u>審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することはできない。</u></p>
398	<p>□□398 厚生労働大臣による保険料の賦課もしくは徴収に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経る前でも、提起することができる。 (H22-4E)</p> <p>398 → × (法 91 条の 3) 設問の処分の取消しの訴えは、<u>社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。</u></p>	<p>□□398 厚生労働大臣による保険料の賦課もしくは徴収に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経る前でも、提起することができる。 (H22-4E)</p> <p>398 → ○ (法 91 条の 3) <u>保険料等に関する処分の取消しの訴えは、審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経ることなく、提起することができる。</u></p>

以上